

ミツヒロニュース



立春です。
旧暦では、新年にあたります。
「今年は時間を大切にしたい」
と思います。先を見据えて行動
しなくては、時間に追われます。

後で・・・明日に・・・と後回しにせず、時間
配分をして、段取りよく順次片付け、一歩
ずつ確実に前に進みたいと思います。
時間を大切に、より良き未来を作っ
ていきましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇個人事業者の
事業承継税制の創設
- ◇「改正相続法」
～7月に施行、一部は
1月から開始～
- ◇老後の生活費の目安
- ◇今月のお勧めセミナー
「税制改正セミナー」
- ◇あともがき
亥年はどんな年？



個人事業者の事業承継税制の創設

今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加しました。

個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」が創設**されます。

本制度は個人事業主が多い医師や弁護士、税理士等、そして農家等も対象で、固定資産税が課される高額な医療用機器なども対象となります。

1. 改正概要

①多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

- 土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- 建物以外の減価償却資産は、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されており、固定資産税の課税対象となっているもの、営業用として自動車税や軽自動車税の課税対象となっている自動車
- 機械・器具備品（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等
- 車両・運搬具
- 生物（乳牛等、果樹等）
- 無形償却資産（特許権等）
等

(次頁へつづく)

②相続税だけでなく贈与税も対象

○生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③納税額の全額（100%）が納税猶予

○後継者の承継時の現金負担をゼロに

④10年間の時限措置

○平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

⑤猶予取消しの場合は利子税も納付

○法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要
注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

2. 適用要件

①事業等の継続要件

- 個人事業者の事業継続を支援するという政策目的との整合性を確保するため、相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設けます
- 個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設けます
 - ※後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除
 - ※経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除

②債務控除に関する措置

- 債務控除を使った制度の濫用を防止するため、納税猶予の対象となる資産価格を、後継者が相続するその他の資産について債務控除できる事業用債務^(注1)の額から差し引く
(注1) 明らかに事業用でないもの（住宅ローン、教育ローン等）を除いた債務

③税額の計算方法

- 後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とする

※**貸付事業（アパート、駐車場等）**は、現行の小規模宅地特例においても事業用とは別区分であり、本措置の対象外となります。この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じます。（遊休不動産を第三者に賃貸すること等による節税を防止）

「改正相続法」7月に施行、一部は1月から開始

2018年7月に相続法（民法）の大改正が行われ、その施行日が決まりました。残された配偶者や家族が安心して安定した生活を送れるよう、新しい制度が導入されます。主な改正事項を施行日順にご紹介します。

2019年1月から段階的に施行

改正法の施行日は原則2019年7月1日ですが、一部の規定については施行日が異なります。

2019年1月13日～

- ・自筆証書遺言の方式を緩和する方策

財産目録をパソコンで作成する、あるいは通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を添付するなどの方法により、自筆証書遺言を作成できます。

遺留分減殺請求によって生ずる権利が**金銭債権**となります。

また、遺留分侵害額の算定の際の相続人への贈与持戻しは**10年分**になります。

2019年7月1日～（原則）

- ・遺留分制度の見直し
- ・遺産分割前の預貯金の払戻し制度
- ・相続の効力等に関する見直し
- ・特別の寄与等の規定（一部の規定を除く）

遺産分割前であっても、預貯金債権のうち一定割合（**上限150万円**）については、**家庭裁判所の判断を経ずに、相続人が単独で金融機関において払戻しできる**ようになります。

遺言等による相続財産で法定相続分を超える部分について、第三者に対抗するには**登記等の対抗要件**が求められるようになります。

2020年4月1日～

- ・配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等

相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた**配偶者が、終身または一定期間、その建物を無償で使用できる権利**です。

2020年7月10日～

- ・法務局における遺言書の保管等

自筆証書による遺言書を法務局で保管できるようになります。

これにより、自筆証書遺言書の紛失や改ざんなどのリスクが減り、無用な相続の紛争を防ぐことができます。

「法務局における遺言書の保管」は、「自筆証書遺言の方式の緩和」から**1年半遅れての開始**です。

どちらも自筆証書遺言に関する改正ですが、開始時期が異なります。ご注意ください。



老後の生活費の目安



◆老後のお金と平均余命

日本人の平均寿命は2017年では男性が81.09歳、女性が87.26歳で女性は世界2位、男性は世界3位です。老後に必要なお金を平均余命で考えますと60歳時点の平均余命は男性23.72年、女性は28.97年となっていて、定年後の期間の長さの想定が必要になります。

老後の生活費は総務省の家計調査で高齢夫婦の無職世帯では月約23.5万円かかります。例えば60歳の夫と2歳年下の妻の例をみると夫が83歳で亡くなる23年間で約6,500万円、妻が残されて約7割の生活費で88歳までとして7年間は約1,382万円、両方合わせると約7,900万円程度です。

上記のように平均寿命までずいぶんとかかると感じますが、人生100年時代となればもっと必要になるでしょう。またこの生活費でレジャーや旅行などを楽しみたい場合、月額34.8万円は必要とされています。

◆公的年金で賅う分は

年金の受給額は夫が会社員、妻が専業主婦という今までの厚生労働省のモデル世帯では夫婦で月約22万円です。

夫の年金受給は昭和36年4月2日以降生まれの方は全額65歳からですが、それ以前に生まれた方は特別支給の老齢厚生年金が生年月日により支給されます。65歳から年金支給される夫が平均寿命で亡くなり妻が夫の年金の4分の3の遺族年金を受けた時、夫婦の年金総額は約6,000万円です。別に医療費や介護費用、リフォーム等予備費も必要ですがここでは計算に入れません。

◆不足分はどうする？

以上を差し引きすると2,000万円程度は足りない事になります。預金、退職金、再雇用等で収入を得たりするのが一般的です。

老後の心配事でよく挙げられるのがお金、健康、生きがいの3つです。定年前の方にとってお金が最大の関心事です。昔より長生きできる時代となって必要額も増えています。支出は住宅ローンの繰り上げ返済、生命保険の見直し、現役時代から支出を減らし貯蓄に回す、その習慣づけが身につけば定年後の支出も抑えられるでしょう。この先の収入の柱は年金であっても、定年後の雇用継続をするか転職しないと60歳時点では年金は出ません。可能なら働いておいて健康保険や厚生年金に加入すれば年金額が増え健康保険の給付も受けられます。

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部 ■税務通信 3537号



今月のお勧めセミナー

「平成31年度 税制改正セミナー」を2月13日(水)13:30から開催します。(当社グループ会社 (株)DEPS 主催)今回発表された税制改正大綱では、消費税増税に伴う消費税対策などを優先する改正となりました。事業承継関係においては、中堅・中小・小規模事業者の支援では、個人事業者の相続税・贈与税の新たな納税猶予制度が創設されます。これらについて詳しく解説していきます。是非、ご参加ください。

あしがき

和田です。新しい年を迎え、年男でもあるので、亥年がどのような年なのか少し調べてみました。大規模災害が起きやすく、地震の回数は日本で1番目、世界で2番目に多いみたいです。相場では、「亥固まる」と言われ、株価が底堅く推移する傾向があるみたいです。ただ今年は、米中貿易戦争、Brexit、消費税増税などがあり、景気が大きく後退する可能性があるため、楽観視することができず、いろいろ考えていたら憂鬱になってきました。とはいえ、ラグビーワールドカップや今年ではないですが、オリンピック・パラリンピック、大阪万博などの経済効果の大きなイベントが控えており、悪い要素ばかりではないので、あまり悲観的にならず、良い年にしていけたらと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

